

議 第 1 0 3 号

市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

本市市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成7年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表柏崎市立荒浜児童クラブの項位置の欄中「柏崎市荒浜一丁目2番35号」を「柏崎市荒浜一丁目2番11号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年2月12日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第2条の表に掲げる児童クラブを利用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成7年9月22日条例第36号）

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
柏崎市立荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目2番11号	柏崎市立荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目2番35号
(略)		(略)	